

保険金をどう守るか 生命保険信託とは「保険の保険」という発想 その1



「生命保険信託」という商品

「生命保険信託」という商品をご存じでしょうか。

生命保険と信託を組み合わせることで、保険金の使われ方について、亡くなったあとも、契約者(=被保険者)の意思が叶えられるようにするというものです。昨年から某生命保険会社と某信託銀行の共同開発で商品化され、販売されている商品です。

生命保険会社は、通常、受取人に保険金を支払ったあと、保険金がどう使われるかということに關与することはできません。たとえ、契約者(=被保険者)の意思に反する形で保険金が消費されようとも、保険会社にはどうすることもできないのです。この商品への開発意図には、契約者の「願い」を確実に実現するためにという思いがあり、それを信託という形で実現させるというわけです。

例えば、シングル親が、「自分に万一のことがあった場合に、一人ぼっちになってしまう子どもが必要に応じてお金を受け取れるようにしたい」とか、「障害を持つ子どもが、自分たち親が亡くなった後もお金の心配をしなくていいように」などです。この場合、子が、月々定額の交付を受けることも、指図権者を設定することによって、指図権者の關与の下、臨時に交付を受けることも可能です。また、その後、受益者が死亡して残余財産があった場合は、信託契約に従って NPO 団体に寄付するなど、残余財産帰属者へ交付することもできます。

「後見制度支援信託」との違い

同じように、社会的弱者の権利を守る制度に、「後見制度」があります。平成12年に開始してから年々急速に伸び、現在は発足当時の4倍にも上っています。しかし、件数が急増する中で不正事件も多発していることもあり、特に財産管理をサポートする「後見制度支援信託」が導入されることになりました。本人が、信託銀行などに信託した財産を、後見人が管理する銀行口座に、契約に基づいて月々の生活費としてや、その他、臨時支出に応じて一時金として交付するというしくみです。

「生命保険信託」との大きな違いは、「後見制度支援信託」が既にある財産管理であるのに対し、「生命保険信託」は、生命保険ですので、加入した瞬間から万一のときには大きな金額が保障されているという点です。つまり、保険を使って信託財産をつくることのできるのです。

想定される活用例

想定される活用例をいくつかご紹介したいと思います。

<ケース1: 受取人の財産管理能力に不安がある>

東京都に住む A さんは昨年離婚をしました。一人娘は妻が引き取りましたが、一人娘への養育費は送り続けています。せめて娘が成人するまでは続けたいと思っています。元妻には、浪費などの問題がある上、現在、東京を離れ、新たな地で

新しい生活を送っています。自分に万一のことがあった場合でも、自分の生命保険で、娘が安心して進学できるようにと生命保険信託を活用することにしました。娘が成人するまで、必要な時に必要な金銭を交付できるように信託しました。

<ケース2:夫婦同時死亡への備えとして>

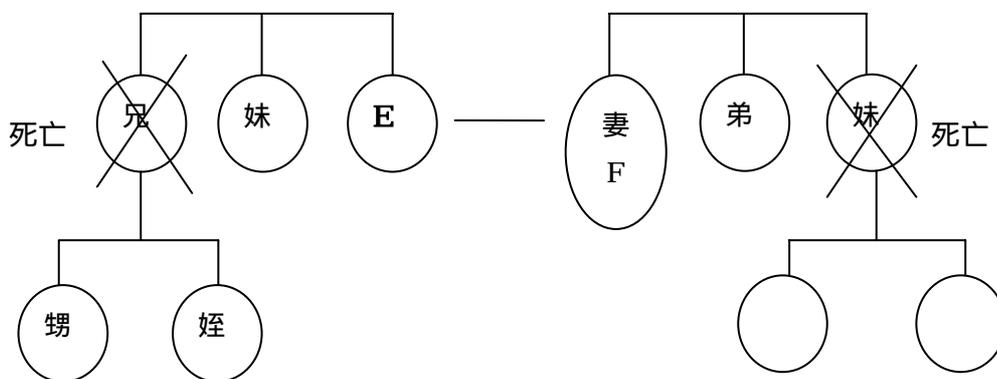
B 夫婦は、大変仲がよく夫婦円満に暮らしていますが、親戚とは疎遠です。万一、事故などで自分たちが同時に亡くなった場合、まだ未成年の一人息子がひとり残されることを心配しています。他の親戚が関与することなく、一人息子が成人するまで必要なお金を交付するようにしたいとの思いから生命保険信託にしました。類似のケースとして、知的障害者の家族、認知症の高齢者、知的障害とは認められないが浪費癖がある家族などの財産管理の補完として活用例が想定されます。

<ケース3:契約者の指示に沿った形で保険金が使われることを実現したい場合>

Cさんは、離婚を経て、現在Dさんと熟年再婚されています。先妻との間に実子がいて、現在は先妻と同居しています。Cさんは、自分の生命保険について、まずは、現在の再婚相手であるDさんに残したいと思っていますが、Dさん亡き後は、残余財産はDさんの親戚よりも実子に残したいと思っています。この場合、「妻Dを受益者とし、D死亡後の残余財産は先妻との子に渡す」と信託すればCさんの希望は叶います。

<ケース4:遺言による不都合性の調整>

Eさん夫妻に子どもはいません。Eさんは、「全財産を妻Fに相続させる」と遺言を残し亡くなりました。妻Fには妹がいます。Fさんがなくなれば残余財産は弟、妹へ。その妹が亡くなれば妹の子供へと相続されます。しかし、Eさんは、妻Fの死亡後は、残余財産を自分の妹と兄の子どもたち(甥と姪)に残したいと考えています。この場合、「まずは妻Fを受益者とし、F死亡後は実の妹・甥姪へ」と順次受益者を指定しておけば、自分の一族に財産を相続させることができます。



<ケース5:法定相続順序ではない「事業継承」>

経営者 Aさんは、長男に後継者になって欲しいと思っていますが、長男は病気がちです。長男に万一のことがあれば、現在、会社で活躍をしている甥に経営を任せたいと思っています。自社株自体の連続信託を設定する予定ですが、納税資金が別途必要になるため生命保険を活用することにしました。第一受益者を長男とし、自社株相続時の納税資金に充てられるようにし、さらに甥を第二受益者として信託しておくことで、あらかじめ納税資金を手当てしておくことができます。

<ケース6:二次相続問題>

資産家のBさん夫妻は子どもが2人います。Bさんは、自分に万一のことがあった場合、さらに妻が亡くなった時の二次相続のことも気がかりです。そこで、妻と二人の子どもを共同受益者とし、自分が死亡した時は、各自の相続税が信託財産から支払えるようにし、その後、妻が亡くなった時には、妻の受益権を二人の子供が取得した上、相続税に充て、残りを分割するように信託しました。

以上のように、生命保険信託を活用することで、死亡保険金の使われ方まで保険契約者が設定でき、死亡後の保険金活用方法をあらかじめきめておくことができます。しかも、契約者の意思は、自身の言葉を文書にして伝えることができます。次回は、しくみについて詳しくお伝えしたいと思います。

著者プロフィール

岩城 みずほ 氏

オフィスベネフィット代表。CFPR DCプランナー

慶應義塾大学卒。NHK松山放送局を経て、フリーアナウンサーとして14年活動。

報道番組、パブリシティ番組、選挙特番などの他、BS、ラジオ、各種司会、リポーターを務める。

その後、金融機関の企業研修講師を経て、2009年にFP資格を取得。得意分野は保険と資産運用。

コンサルティング、セミナー講師、執筆、司会などを行っている。

オフィスベネフィット <http://www.officebenefit.com/>

ほけんぺでいあ <http://www.hokenpedia.com/>

somerise project japan <http://somerise.net/>

火曜ブログ 「わたしのほけんABC」 金曜ブログ「わたしの資産形成ABC」

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【株日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488